

## 第4 指定医療機関の義務

指定された医療機関は、次の項目を守ってください。

### 1 医療担当義務

- (1) 各区保健福祉センター等から委託を受けた患者について、懇切丁寧にその医療を担当すること。(生活保護法第50条第1項)
- (2) 指定医療機関医療担当規程の規定に従うこと。
- (3) 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によること。(生活保護法第52条第1項)

### 2 診療報酬に関する義務

- (1) 患者について行った医療に対する報酬は、生活保護法第52条並びに昭和34年5月6日付厚生省告示第125号に基づき、所定の請求手続きにより生活保護と支援給付とをわけて請求すること。
- (2) 診療内容及び診療報酬の請求について市長の審査を受けること。(生活保護法第53条第1項)
- (3) 市長の行う診療報酬の額の決定に従うこと。(生活保護法第53条第2項)

### 3 指導等に従う義務

- (1) 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は市長の行う指導に従うこと。(生活保護法第50条第2項)
- (2) 市長は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、開設者であった者等に対して、必要と認める事項の報告を命じ、出頭を求めることができる。(法第54条第1項)
- (3) 市長は、当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に検査させることができる。(法第54条第1項)

### 4 届出の義務

指定医療機関は、生活保護法施行規則第14条及び第15条の規定に基づき、次頁のような変更が生じた場合は、10日以内に届出をしなければなりません。届出は所定の用紙に必要事項を記載し、市長に提出してください。また、保険医療機関等に関する届出を同時に行う場合は、近畿厚生局を経由して市長に届け出ることもできます。

### 5 標示の義務

指定医療機関は、患者の見やすい所に標示（縦12.5センチ、横5.5センチ程度の硬質材を用い、その中央に「生活保護法指定（医）」と表示する。）を掲示してください。(生活保護法施行規則第13条)

[参考] 指定医療機関の申請・届出事項一覧

届出の種類	届出を要する事項	留意事項
指定申請	病院・診療所・薬局等が新たに生活保護法による指定を受けるとき	
更新申請	指定医療機関が生活保護法による指定の更新を受けるとき	6年ごとに更新が必要
変更届	<p><b>【医療機関・訪問看護ステーション共通】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療機関等の名の変更</li> <li>2 医療機関等の住所が、住居表示変更・地番整理により変更になったとき</li> <li>3 開設者の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名や法人名の変更</li> <li>※法人の代表者が交代した場合は届出不要 (訪問看護ステーションを除く)</li> </ul> </li> <li>4 管理者の変更</li> </ol> <p><b>【訪問看護ステーションのみ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設者（法人の代表者）の変更</li> <li>・開設者の住所（自宅）・電話番号</li> <li>・開設者の生年月日</li> <li>・管理者の住所（自宅）・電話番号</li> <li>・管理者の生年月日</li> </ul>	医療機関等コードが変わらない場合
休止届	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 天災その他の原因により、医療機関の建物又は設備の一部が損壊され、正常に医療を担当することができなくなったが、当該医療機関の開設者がこれを復旧する意志及び能力を有するとき</li> <li>2 医療機関に勤務する医師、歯科医師、薬剤師、その他の従業員が死亡し、辞職し、又は休業したため、正常に医療を担当することができなくなったが、当該医療機関の開設者がこれを補充する意志及び能力を有するとき</li> <li>3 医療機関の開設者又は本人が自己の意志により当該医療機関又は当該業務を休止したとき</li> </ol>	医療機関を休止することを決定したときは事前に、休止せざるを得ない事態に至ったときは、直ちに福祉局保護課及び患者を委託した各区保健福祉センター等に連絡をとり、患者の転医等につき指示を受けること
再開届	休止した指定医療機関が再開されたとき	
廃止届	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 天災その他の原因により、医療機関の建物又は設備の相当部分が滅失し、又は損壊されたとき</li> <li>2 医療機関の所在地又は住所が移転したとき</li> <li>3 医療機関の開設者又は本人が死亡し、又は失踪の宣言をうけたとき</li> <li>4 医療機関の開設者が当該医療機関を他に譲渡し、又はその他の原因により開設者に異動があったとき（開設者が個人から法人に、法人から個人に変更されたとき、又は他の法人に吸収されたときも含む）</li> <li>5 医療機関の開設者又は本人が自己の意志により当該医療機関又は当該業務を廃止したとき</li> <li>6 病院を診療所に、又は診療所を病院に切り替えたとき</li> </ol>	<p>開設者又は本人が死亡し、又は失踪の宣言をうけたときの届出は、戸籍法の規定による届出義務者が行うこと</p> <p>2・4・6の事項に該当するものうち、引き続き指定を受けるものは、新たに指定申請書を提出すること</p>

辞 退 届	生活保護法による指定医療機関の指定を辞退しようとするとき（保険医療機関としては継続して診療を行う場合）	30日以上の予告期間を設けること
処 分 届	他法による処分を受けたとき	10日以内に届け出ること

- ※ すでに指定されている指定医療機関等において、医療機関等コードが変更されたときは、変更届ではなく、必ず指定申請書及び廃止届を提出してください。
- ※ 保険医療機関等に関する届出を同時に行う場合は、近畿厚生局を経由して市長に届け出ることできます。